

用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「*」を付けて用語解説をします。

い ○一時生活支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、住居を持たない人等、不安的な住居形態にある人に一定期間宿泊場所や衣食を提供する事業。

か ○家族教室

薬物問題で悩んでいる家族に、正しい知識と回復につながる対応について学んでもらうための学習の場。

き ○起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの。

○矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

○居住支援協議会

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会で組織された協議体。

○居住支援団体

住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援等を行う社会福祉法人やNPO法人等の民間団体。契約手続きの立会い等の入居前の支援や電話相談、緊急時の対応等の入居後の支援を行う。

け ○刑事司法手続

犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。

○刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

○刑務作業

刑法に規定された懲役刑の受刑者に対し、矯正及び社会復帰を図るための矯正施設における処遇。

○検挙

検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とする事。

○検察庁

法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。

こ ○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

○更生保護施設

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

○更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

○コミュニティ・スクール

学校の課題解決や、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていくことを目的として、保護者や地域住民が学校運営に参画するための「学校運営協議会」が設置されている学校のこと。

し ○児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

○住居確保給付金

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金。

○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

○住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

○就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。

○障害者就労支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一般就労が困難な人に就労機会等を提供する就労継続支援と、一般就労に向けて支援する就労移行支援を行う。

○少年鑑別所

専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。

○少年サポートセンター

各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と合同で、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。

○自立準備ホーム

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。

す ○スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

せ ○生活環境の調整

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。

○生活困窮者就労訓練事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、認定を受けた民間事業者が、自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える人を受け入れ、その状況に応じた就労の機会の提供を行うとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。

○生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活リズムが崩れている、勤労意欲が低下している等、様々な理由で就労の準備が整っていない人に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成の支援を行う事業。

○生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。

○生活福祉資金

低所得者や高齢者、障害のある人等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施する貸付制度。

○政策入札制度

県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名する入札制度。

○精神保健福祉センター

都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。

○セーフティネット住宅

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅。

た ○DARC（ダルク）

ドラッグ(薬物)、アディクション(嗜癖、病的依存)、リハビリテーション(回復)、センター(施設、建物)の頭文字を組み合わせた造語で、覚せい剤、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間施設。

ち ○地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

○地域共生社会

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。

○地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。

○地域福祉権利擁護事業

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

と ○特定非営利活動法人

医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。特定非営利活動促進法の規定により設立された法人で、NPO法人とも呼ばれる。

○特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

に ○認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。

ひ ○BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

ほ ○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

○保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

○保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

み ○民生委員

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

や ○薬物乱用対策推進本部

県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織。

○薬物乱用防止指導員

児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師で、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

○薬物乱用防止推進員

地域において薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアで、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

○やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会

県民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に向けた、県、市町及び関係団体等の連携による、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進主体。